

# みやのうえ保育園整備事業について

令和7年6月17日開催「教育・保育の在り方調査特別委員会」各委員の意見等を踏まえ、次のとおり、基本設計等の見直しを実施したいと考える。

また、今回の見直しに当たり、本町の将来的な保育施設・幼稚園の在り方等を見据えた整備事業となるよう、改めて「認定こども園」に関する情報の共有を図り、その有効性・可能性について検討したいと考える。

## 1 実施設計等の見直し

|         |   |
|---------|---|
| 主な見直し事項 | ①「会議室兼倉庫（3階部分）」の再検討<br>②「認定こども園」への移行も見据えた検討 |
| 必要手続き   | 設計業務委託契約の期間延長に伴う契約変更<br>(既契約期限：令和7年6月30日)   |
| 概算費用額   | 12,000千円                                    |

## 2 保育施設等の基本的事項

### (1) 種類

#### ① 保育園 共働き家庭などが利用できる「保育」施設

##### 【特徴】

- ① 保護者の就労要件あり
- ② 保育時間が長い(8～11時間)
- ③ 長期休みがない
- ④ 0歳児から入園可能
- ⑤ お昼寝時間あり

#### ② 幼稚園 「教育」を基本とする施設

##### 【特徴】

- ① 保護者の就労要件なし
- ② 預かり時間が短い(標準4時間)
- ③ 長期休みあり
- ④ 3歳児から入園可能
- ⑤ お昼寝時間なし

#### ③ 認定こども園 「保育」と「教育」を一体的に行う施設

##### 【地域の実情に応じた4タイプ】

- ① 保育所型 保育園に幼稚園の機能をプラスしたタイプ
- ② 幼稚園型 幼稚園に保育園の機能をプラスしたタイプ
- ③ 幼保連携型 新設、大幅リニューアル等において、両方の機能を備えたタイプ
- ④ 地方裁量型 認可外保育園に幼稚園の機能をプラスしたタイプ

##### 【参考】県西地域の設置状況

- 小田原市 5件 (保育所型1・幼稚園型1・幼保連携型1・地方裁量型2)
- 南足柄市 2件 (幼稚園型1・幼保連携型1)
- 中井町 1件 (幼保連携型)      ■大井町 1件 (保育所型)      ■山北町 1件 (幼保連携型)
- 箱根町 2件 (幼保連携型2)      ■湯河原町 1件 (幼稚園型)

### (2) 認定区分 (保育の必要性について、保護者の就労状況等を踏まえ区分するもの)

| 区分   | 要件                                 | 選択施設              |
|------|------------------------------------|-------------------|
| 1号認定 | 3歳以上で、就労等はないが教育を希望する<br>(専業主婦家庭など) | ■ 幼稚園<br>■ 認定こども園 |
| 2号認定 | 3歳以上で、就労等により保育の必要がある<br>(共働き家庭など)  | ■ 保育園             |
| 3号認定 | 3歳未満で、就労等により保育の必要がある<br>(共働き家庭など)  | ■ 認定こども園          |

### 3 認定こども園の概要等

#### (1) 主な特徴

- ・保護者の就労に関係なく、すべての子どもを預けることができる。
- ・「保育」と「教育」を同時に行うことができる。

#### 【保育園との比較】

|      | 保育園                                | 認定こども園（保育所型）  |
|------|------------------------------------|---|
| 入園条件 | 就労等により保育の必要がある                     | 就労等により保育の必要がある<br>⇒[保育所機能]<br>就労等はないが教育を希望する<br>⇒[幼稚園機能]                            |
| 対象年齢 | 0歳～就学前                             | （同左）  |
| 保育時間 | （フルタイム）11時間以内<br>（パート勤務）8時間以内      | [保育所機能]<br>⇒（フルタイム）11時間以内<br>（パート勤務）8時間以内<br>[幼稚園機能]<br>⇒4時間以内（※時間外延長料金あり）          |
| 休園日  | 日曜・祝日、冬季（12/29～1/3）                | [保育所機能]<br>⇒日曜・祝日、冬季（12/29～1/3）<br>[幼稚園機能]<br>⇒土・日・祝日、春・夏・冬休み<br>※登園希望の場合は「一時保育扱い」可 |
| 保育料  | 3～5歳児 ⇒無償化対象<br>0～2歳児 ⇒保護者の所得状況による | （同左）  |
| 定員   | 町の設定による                            | （同左）  |

※その他職員の資格や設備等の各基準及び送迎、給食等の運営上の仕組みは概ね同様

#### (2) 認定こども園のメリット・デメリット

| メリット   | デメリット  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●保護者の就労に関わらず、保育・教育を一体的に受けることができる。</li> <li>●幼稚園の単体維持が困難な地域において幼稚園機能を維持することができる。</li> <li>●同一施設で、保育所機能と幼稚園機能の子どもが一緒に遊び・学ぶことができる。</li> <li>●就労している保護者と、そうでない保護者同士の理解・交流が図れる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●保育所機能・幼稚園機能の降園時間が異なることで、不安を覚える子どもへの配慮が必要となる。</li> <li>●保護者のお迎えの時間等が異なることで、管理が煩雑になる。</li> </ul> |